有効期間5年(令和9年12月31日まで)

令和 4 年 1 2 月 2 2 日

各部長·参事官 各 所 属 長

警察本部長(生活安全総務課)

自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の 事務取扱要領の一部改正について(通達)

自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の手続については、「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の事務取扱要領の制定について」(令和4年7月13日付け通達。以下「旧要領」という。)により運用しているところであるが、この度、警察庁生活安全局と国土交通省自動車局との間で締結した「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の取扱いについて」が令和4年12月15日付けで一部改正されたことを受け、旧要領を一部改正し、新たに別添のとおり定めたので、部下職員に周知徹底し、適正な運用に努められたい。ただし、本通達による改正前の様式により使用されている書類は、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。

なお, 施行日は, 令和5年1月1日とし, 旧要領は廃止する。

自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の 事務取扱要領

第1 趣旨

緊急自動車等を除き,道路運送車両法第2条に規定する自動車(以下「自動車」という。)に回転灯等を装備することは禁止されているところであるが,別紙1のとおり国土交通省自動車局と「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の取扱いについて」が締結され,青色回転灯等を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を警察から受けた者については、自動車への青色回転灯等の装備を認めることとしたものである。

手続の概要は次のとおりである。(別紙2「青色回転灯等の申請の手続きの流れ」参照)

- ① 申請者から警察署を経由して警察本部長に証明を申請
- ② 警察本部長から証明書、標章及びパトロール実施者証を交付
- ③ 警察本部長が交付する証明書を添えて、証明書の発行日から15日以内に自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所(軽自動車にあっては、軽自動車検査協会。以下「運輸支局等」という。)において、自動車検査証に自主防犯活動に使用する自動車である旨の記録を受ける。
- ④ 青色回転灯等を装備した自主防犯パトロールを開始

なお、平成18年6月30日までに、道路運送車両の保安基準第55条の規定による基準の緩和の認定の手続により、青色回転灯の自動車への装備について認められた自動車については、継続して使用することができるものとする。

第2 警察の証明

1 申請の窓口

証明の申請の窓口は、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課とする。

2 申請書類

証明の申請に際しては、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 証明申請書(別記様式第1号)
- (2) 団体・青色防犯パトロールの概要(別記様式第2号)
- (3) 青色防犯パトロール実施者名簿(別記様式第3号)
- (4) 誓約書(別記様式第4号)
- (5) 青色回転灯等を装備する自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面

- (6) 青色回転灯等の取付位置、灯火のおおむねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真及び取り付ける青色回転灯等の光度等が分かる資料
- (7) 団体の名称及び自主防犯パトロール中であることの表示について、大きさや 形状が分かる資料
- 3 申請書類の進達

申請を受理した警察署長は、申請団体が主体の適格性を有しているかどうか、 及び申請書類に不備がないかどうかを確認の上、生活安全部生活安全総務課宛て に申請書類を進達すること。

第3 審査等

証明の審査等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 1 申請の主体
- (1) 証明の申請の主体は、自治会長等の申請団体の代表者とする。 申請は、申請団体が青色防犯パトロールに使用する全ての自動車及び青色防

犯パトロールに従事する者について記載の上,行わせることとし,青色防犯パトロールに使用する自動車を他の団体等から借り受けて実施する場合には,当該自動車についての使用承諾書を添付させること。

- (2) 複数の団体が共通の自動車を使用して青色防犯パトロールを実施する場合, 申請団体ごとに証明の適否を検討するため,各団体が共通して使用する自動車 も含め使用する全ての自動車及び青色防犯パトロールを実施する者について記 載し,証明の申請を行わせること。
- 2 申請の団体が次のいずれかに該当すること。
- (1) 県
- (2) 市区町
- (3) 県知事、警察本部長若しくは警察署長又は市区町長(以下「県知事等」という。)から防犯活動の委嘱を受けた団体又は県知事等から委嘱を受けた者により構成される団体
- (4) 地域安全活動を目的として設立された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号の一般社団法人又は一般財団法人
- (5) 地域安全活動を目的として設立された特定非営利活動促進法(平成10年法律 第7号)第10条第1項の法人
- (6) 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条の2第1項の市区町長の認可を受けた地縁による団体
- (7) (1)から(6)と同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができると認められる団体

- (8) 上記(1)から(7)のいずれかから防犯活動の委託を受けた者
- 3 自主防犯パトロールを適正に行うことができると認められる団体の該当性の判断 申請にかかる団体が第3の2の(7)に該当するかどうかについては、団体の公益 性、組織性、団体の構成員からの独立性等を総合的に勘案した上で、判断するこ と。
- 4 継続的な自主防犯パトロールの実施が見込まれることの認定
- (1) 「自主防犯パトロール」とは、専ら地域の防犯のために自主的に行う防犯パトロールを意味するもので、配達や通勤その他の業務を兼ねて青色防犯パトロールを行うことは、住民からの急訴事案等に的確に対応できないおそれがあり、青色防犯パトロールの信頼性を損なうことにもなりかねないため、認められない。
- (2) 「自主防犯パトロール活動の実績及び計画に照らし、継続的な自主防犯パトロールの実施が見込まれること」の認定は、青色防犯パトロールを実施しようとする団体(以下「申請団体」という。)の活動実績や活動計画を踏まえて判断することとし、継続性の判断に当たっては、原則として週1回以上の活動があることを基準とすること。
- 5 予想される事案に対し適切に対応できることの認定
- (1) 「自主防犯パトロールを実施しているときに予想される事案に対し、適切に 対応できると認められること」とは、地域住民からの急訴事案や犯罪を目撃し た場合において警察への通報等について適切に対応できることを意味し、その 認定は、申請団体及び青色防犯パトロールを行うことが予定されている申請団 体の構成員の防犯活動に関する実績、経験等を考慮して判断すること。
- (2) 青色防犯パトロールを行うことが予定される者については、こうした実績、経験等が十分である場合を除き、地域住民からの急訴事案や犯罪を目撃した場合の警察への通報等の対応方法、その他の青色防犯パトロールにおける留意事項を内容とする青色防犯パトロール講習を受講させ、その受講の有無、防犯活動の実績などを含めて対応能力を判断すること。
- (3) 青色防犯パトロールを開始した以降においても、適切な青色防犯パトロールの継続性を確保するために、青色防犯パトロールの実施者に対して、年1回以上活動に必要な情報を提供するとともに、青色防犯パトロール講習の受講後おおむね3年が経過するまでの間に、再度青色防犯パトロール講習を受講させることとし、受講しない場合は講習の必要性を説明するなどして受講を促し、受講することができないと認められる場合には、団体についての証明の適否について検討すること。

6 その他

- (1) 申請団体又はその構成員が違法行為を行うおそれが高いと認められる場合や 反社会的勢力との関係が認められる場合などは、本制度の趣旨に反することは もちろん、予想される事案に対し適切に対応できると認められないので留意す ること。
- (2) 防犯活動に藉口して自らの団体の存在をアピールするような活動も自主防犯パトロールとは認められないので留意すること。
- (3) 申請に係るパトロールの実施地域が、パトロールを実施する人数等に照らして広過ぎるなど適当でないと判断される場合には、是正の指導を行うこと。

第4 証明書、標章及びパトロール実施者証の交付

1 交付手続

警察本部長は、申請団体が青色防犯パトロールを適正に行うことができると認めた場合は、証明書(別記様式第5号)を申請団体の代表者に交付するとともに、当該自動車が、青色防犯パトロールを実施する車両であることを証する標章(別記様式第6号)及び青色防犯パトロールを実施する者であることを証するパトロール実施者証(別記様式第7号)を交付すること。

2 申請者に教示すべき留意事項

証明書の交付を受けた団体に対して、各自動車の使用者を伴って、証明書の発行日から15日以内に、各自動車単位に自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等において、自動車検査証に自主防犯活動に使用する自動車である旨の記録を受けるよう教示すること。

3 再交付手続

証明書を紛失したとき及び標章又はパトロール実施者証を紛失し、き損し、若しくは汚損したときは、再交付申請書(別記様式第8号)により(き損又は汚損した場合には当該標章、パトロール実施者証を添えて)再交付を受けさせること。

第5 記載事項の変更

1 証明書記載事項の変更

証明書の交付を受けた団体が証明書に記載された団体の名称若しくは代表者の変更,使用自動車の変更(自動車の車種変更,パトロール使用車両の追加又は削減)又はパトロール実施地域の変更を行おうとするときは,証明書記載事項変更申請書(別記様式第9号)に証明書及び必要な書類を添付し申請させること。

この場合,団体に交付した全ての標章及びパトロール実施者証についても変更 が必要となる場合があるので留意すること。

また、使用自動車の変更を行う場合(自動車の車種変更、自動車の所有者、使

用者の変更等)には、警察における手続を先行させるよう教示すること。

2 パトロール実施者の変更

証明書の交付を受けた団体が青色防犯パトロールの実施者を変更しようとするときは、パトロール実施者変更申請書(別記様式第10号)により申請させること。この場合、青色防犯パトロールを実施しないこととなる者のパトロール実施者証を返納させること。

なお、新たな青色防犯パトロール実施者の適性については、青色防犯パトロール講習の受講の有無、防犯活動の実績などを含めて対応能力について判断すること。

第6 証明の取消しと運輸支局等への通知

- 1 証明を受けた団体が、次に掲げる事項に該当する場合は、証明を取り消すこと ができる。
- (1) 証明書の交付を受けた団体が青色防犯パトロールを停止したとき。
- (2) 証明の申請の内容に虚偽があったとき。
- (3) 団体が青色回転灯等の装備が認められるために必要な要件を満たす団体でなくなったとき。
- (4) 継続的な青色防犯パトロールが行われていないと認められるとき。
- (5) 青色防犯パトロール実施者が受講すべき青色防犯パトロール講習を受講していなかったとき、配達、通勤その他の業務を兼ねて青色防犯パトロールを行ったときなど、適切な青色防犯パトロールの実施が困難であると認められるとき。
- (6) 次の方法に違反したとき。
 - ア 青色回転灯等は、自動車の屋根に1個又は1体のみ装備(マグネット等による着脱容易な取り付けも可能)して使用すること。
 - イ 自主防犯パトロール中以外では青色回転灯等は点灯させないこと。(第8 に規定するところにより青色回転灯等装備車を使用したデモンストレーション, 出発式, パレード, 証明書に記載された実施地域以外でのパトロール等 (以下「デモンストレーション等」という。)を行う活動を除く。)
 - ウ 自動車の車体に当該団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを明 示すること。
 - エ 青色回転灯等は、その直射光又は反射光が、当該青色回転灯等を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
 - オ 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には警察本部長が交付する標章を 自動車の後方から見えるように掲示すること。
 - カ 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、パトロールの実施者は、警

察本部長が交付するパトロール実施者証を携行すること。

- キ 警察本部長が認めた地域以外では青色回転灯等を点灯させての自主防犯パトロールは行わないこと。 (第8に規定するところによりデモンストレーション等を行う活動を除く。)
- 2 証明を受けた団体が、パトロール中に違法行為を行うなど不適切な活動を行ったときは、証明の取消しの対象とする。
- 3 この取消しは、証明を受けた団体の個々の構成員ではなく、団体(代表者)に 対して行うものとする。

なお、軽微な違反で指導により改善が可能な場合は、まず指導を行い、それで も是正されないときに証明を取り消すものとする。

- 4 取消しの上申は、警察署長が行うものとする。
- 5 警察本部長は、取消しを行った場合は、速やかに、証明取消通知書(別記様式 第11号)により当該団体に通知するとともに、証明書、標章及びパトロール実施 者証を返納させること。
- 6 管轄警察署の生活安全課長又は生活安全刑事課長は、証明を取り消した旨を、 速やかに、運輸支局等へ別紙1の取扱い別記様式「(返納・取消)連絡票」を使 用し電子メール等により通知するとともに、自動車検査証の記録事項の削除につ いても教示すること。

第7 返納

証明書の交付を受けた団体が青色防犯パトロールを停止したときは,返納届(別記様式第12号)により,交付を受けた証明書,標章及びパトロール実施者証を添えて返納させるものとする。

この場合、第6の6と同様の手続を行うこと。

第8 自主防犯活動の活性化に寄与する活動に対する証明

第6の1の(6)のイ及びキの規定による、自主防犯活動の活性化に寄与するものであることの認定、標章の交付等は次の手続により行う。

1 対象となる活動

既に青色防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明書の交付を受けている団体が、自主防犯活動を行う団体その他の組織(以下「要請団体」という。) 又は警察から要請を受け、青色回転灯等を装備した自動車を使用して行うデモンストレーション等を行う活動。

2 手続

(1) 要請団体からの要請の場合

ア 証明書の交付を受けている団体は、デモンストレーション等を行う場合、

デモンストレーション等運行実施申請書(別記様式第13号)及び要請団体が 作成した文書(以下「要請文書」という。)を,青色防犯パトロールの実施地 域を管轄する警察署を経由して,警察本部長に申請しなければならない。

なお,合同パトロールについては,重複する実施地域内で行う場合や,あらかじめ実施地域の拡大を行う場合,この手続を要しない。

- イ 警察本部長は、デモンストレーション等運行実施申請書が証明書の交付を 受けている団体からのものであること、及び要請文書の内容を確認の上、実 際に運行する地域を管轄する警察署長に対し、活動を認める旨を通知する。 この場合、警察本部長又は通知を受けた警察署長は標章(別記様式第14号) を作成し、申請団体に交付するものとする。
- ウ 交付を受けた標章は、デモンストレーション等のために運行する間、当該 自動車の後方から見えるように掲示するものとし、運行終了後は速やかに返 納させること。

(2) 警察からの要請の場合

証明書の交付を受けた団体は、警察からの要請により、デモンストレーション等を行う場合については、上記アの手続を要しない。

標章の交付にかかる手続等は、上記イ、ウと同様とする。

3 その他

デモンストレーション等は、原則として、自主防犯パトロールを模した方法により交通上支障が生じない範囲内で行われることとするが、道路に人が参集するなど交通上支障が生じるおそれがある場合は、交通部門と協議の上、道路使用の許可の必要性も検討すること。

第9 車両に係る指導及び取締り

1 自動車の途色

自動車の車体の色を、警ら用無線自動車その他の警察車両に類似した白黒ツートンの塗色とすることは、国民にとって当該自動車が警察車両であるかのごとく誤解を与え、各種警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、この場合は、車体への表示を「〇〇市防犯パトロール」等と大きく表示するなど、警察車両と明確に識別できるような措置をとるよう指導すること。

なお、青色回転灯等の装備車両以外の自主防犯パトロール用車両についても、 これと同様の指導を行うこと。

2 違反車両の取締り等

警察からの証明を受けないで、青色回転灯等を装備した自動車を運行した場合は、道路運送車両法第99条の2の不正改造等の禁止違反(6月以下の懲役又は30

万円以下の罰金)となるので、違反を現認した際には指導取締りを行うなど、厳 正に対処すること。

なお、同法第54条の2により、地方運輸局長は、整備命令・使用停止命令を発することができ、この命令違反に対しては罰則(整備命令違反のときは50万円以下の罰金、使用停止命令違反のときは6月以下の懲役又は30万円以下の罰金)が科される。

第10 処理期間

青色防犯パトロールの実施に係る申請等(第8に規定するものを除く。)に対する 処理を要する期間は、次のとおりとする。

- (1) 証明書の交付15日以内(休日は含まない。)
- (2) 標章及びパトロール実施者証の交付5日以内(休日は含まない。)
- (3) 証明書,標章及びパトロール実施者証の再交付5日以内(休日は含まない。)

第11 事務処理

この要領に定める事務の処理は、生活安全部長が専決することができる。

第12 細部事項

この要領に定めるもののほか、青色防犯パトロールの実施に係る必要な細部事項は、生活安全部長が別に定める。

第13 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

ただし、「証明申請書」「証明申請書の写し」「再交付申請書」「証明書記載事項変更申請書」「パトロール実施者変更申請書」「返納届」「デモンストレーション等運行実施申請書」については、当該証明を受けた団体が青色回転灯等装備車による自主防犯パトロールをしなくなったことにより、第7の規定に基づき証明書等を返納した後の保存期間は、返納をした年の翌年の初日から5年とする。

文 書 名	保 存 所 属	保存期間
証明申請書	生活安全総務課	無期限
証明申請書の写し	警察署	無期限
再交付申請書	生活安全総務課	無期限
再交付申請書の写し	警察署	3年
証明書記載事項変更申請書	生活安全総務課	無期限
証明書記載事項変更申請書の写し	警察署	3年
パトロール実施者変更申請書	生活安全総務課	無期限
パトロール実施者変更申請書の写し	警察署	3年
返納届	生活安全総務課	無期限

平成16年11月9日 警察庁生活安全局 国土交通省自動車局 令和4年12月15日改正

自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の 取扱いについて

みだしの件について、警察庁と国土交通省は、下記のとおり取り扱うものとする。

記

第1 趣旨

現下の厳しい犯罪情勢の下、国民の間において自主的な防犯活動の気運が高まりをみせており、民間団体、地方公共団体等から専ら地域の防犯のために自主的に行う防犯パトロール (以下「自主防犯パトロール」という。) において使用する自動車に青色回転灯を装備したいとの要望が強く寄せられているところである。

このため、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。)において、「自主防犯活動用自動車」を定義するとともに、その基準を策定し、警察から青色回転灯等(回転式の構造又は光源が点滅する構造の青色防犯灯のことをいう。)を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受けた者については、保安基準に適合した青色防犯灯を装着することができることとするものである。

第2 警察の証明

- 1 警視総監又は道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。以下「警察本部長」という。)は、自主防犯パトロールを行う団体その他の組織(以下「団体」という。)であって、次の各号のいずれにも適合していると認めるものについて、青色回転灯等を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を行うことができる。
- (1) 団体が次のいずれかに該当すること。
 - ① 都道府県又は市区町村
 - ② 都道府県知事、警察本部長若しくは警察署長又は市区町村長(以下「都道府県知事等」という。)から防犯活動の委嘱を受けた団体又は都道府県知事等から委嘱を受けた者により構成される団体
 - ③ 地域安全活動を目的として設立された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号の一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の法人
 - ④ 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条の2第1項の市区町村長の認可を受けた地縁による団体
 - ⑤ ①から④と同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができると認められる団

- ⑥ ①から⑤のいずれかから防犯活動の委託を受けた者
- (2) 自主防犯パトロール活動の実績及び計画に照らし、継続的な自主防犯パトロールの実施が見込まれること。
- (3) 青色防犯パトロール講習を受講していること等から、自主防犯パトロールを実施しているときに予想される事案に対し、適切に対応できると認められること。
- (4) 自主防犯パトロールが次に掲げる事項に反しない方法で実施されると認められること。
 - ① 青色回転灯等は自動車の屋根に1個又は1体のみ装備(マグネット等による着 脱容易な取り付けも可能)して、使用すること。
 - ② 自主防犯パトロール中以外では青色回転灯等は点灯させないこと。(自主防犯活動の活性化に寄与するものとして警察本部長が別途認めた場合であって、その旨を示す標章の交付を受けた場合を除く。)
 - ③ 自動車の車体に団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを明確に表示すること。
 - ④ 使用する青色回転灯等は、その直射光又は反射光が、当該青色回転灯等を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
 - ⑤ 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、警察本部長が交付する標章を自動車の後方から見えるように掲示すること。
 - ⑥ 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、パトロールの実施者は、警察本 部長が交付するパトロール実施者証を携行すること。
 - ⑦ 警察本部長が認めた地域以外では青色回転灯等を点灯させての自主防犯パトロールは行わないこと。(自主防犯活動の活性化に寄与するものとして警察本部長が別途認めた場合であって、その旨を示す標章の交付を受けた場合を除く。)
- 2 1の証明を受けようとする者は、自主防犯パトロールを行う地域を管轄する警察署 (当該自主防犯パトロールに係る地域が2以上の警察署の管轄にわたるときは、その いずれかの警察署。以下同じ。)を経由して、警察本部長に証明の申請をするものと する。
- 3 申請を受けた警察署は、申請団体の適格性と申請書類に不備がないかを確認の上、 警察本部に進達するものとする。
- 4 警察本部長は、2の申請内容が1各号に掲げるすべての要件に適合していると認めるときは、別記様式の証明書を交付するとともに、申出を受けた車両が青色回転灯等を装備する車両であり、かつ、それを点灯させて行う自主防犯パトロール中であることを証する標章及び青色回転灯等を装備した車両による自主防犯パトロールを実施するものであることを証するパトロール実施者証を交付するものとする。
- 5 4の証明書の交付を受けた団体は、青色回転灯等を装備しようとする自動車の使用 者をして、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所 (軽自動車にあっては、軽自動車検査協会。以下「運輸支局等」という。)において、 自動車検査証に自主防犯活動に使用する自動車である旨の記録を受けるものとする。
- 6 証明書を紛失したとき及び標章又はパトロール実施者証を紛失し、き損し、若しく は汚損したときは、再交付を受けなければならない。

- 7 証明書の交付を受けた団体は、当該証明書に記載された団体の名称若しくは代表者の変更、使用自動車の変更(自動車の車種変更、パトロール使用車両の追加又は削減) 又はパトロール実施地域の変更を行おうとするときは、証明書及び必要な書類を添付し、警察署を経由して、警察本部長に証明書の記載事項の変更申請をしなければならない。
- 8 警察本部長は、7の申請内容が、引き続き1各号に掲げるすべての要件に適合していると認めるときは、当該変更を認め、証明書の変更箇所を修正の上交付するものとする。併せて、変更前の標章と引替えに変更箇所を修正した新たな標章を交付するものとする。
- 9 証明書の交付を受けた団体は、証明を受けた自動車のパトロール実施者の変更を行おうとするときは、パトロールを実施しないこととなる者のパトロール実施者証を添えて、警察署を経由して、警察本部長に提出しなければならない。
- 10 警察本部長は、9の内容が、引き続き1各号に掲げるすべての要件に適合していると認めるときは、当該変更を認めるものとする。
- 11 団体が青色回転灯等を自動車に装備して行う自主防犯パトロールを実施しなくなったときは、交付を受けた証明書、標章及びパトロール実施者証を返納しなければならない。7により自主防犯パトロールに使用しないこととなる自動車については、標章を警察本部長に返納しなければならない。これらの場合において、当該自動車の使用者は運輸支局等に自動車検査証の5の記録の削除を申請しなければならない。

なお、警察本部長は、別記様式の返納・取消連絡票を電子メール等により当該地域 を管轄する運輸支局等へ通知するものとする。

- 12 警察本部長は、証明を受けた団体が自動車による自主防犯パトロールを停止したとき、証明の申請の内容に虚偽があったとき、当該団体が1(1)に該当しなくなったとき、継続的な自主防犯パトロールが行われていないと認められるとき、適切な自主防犯パトロールを継続していくことが困難であると認められるとき、当該団体が1(4)に違反したときその他の不適切な活動を行ったときは、証明を取り消すことができる。この場合において、当該団体への証明を取り消す旨の通知をするとともに、運輸支局等へ別記様式の返納・取消連絡票を電子メール等により通知するものとする。
- 13 12の取消しの通知を受けた団体は、速やかに交付を受けた証明書、標章及びパトロール実施者証を警察本部長に返納するとともに、使用していた自動車の使用者は運輸支局等に自動車検査証の5の記録の削除を申請しなければならない。
- 14 自動車検査証の備考欄に自主防犯活動に使用する自動車である旨が記録された自動車が、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。)第67条第1項に基づく使用者に係る自動車検査証の記録事項の変更により、使用者の氏名又は使用の本拠の位置が変更される申請がなされた時は、運輸支局等の担当者は証明書の有無を確認して、証明書の提示が無い場合であって、5の記録を削除したときは、警察本部長へ別記様式の記録事項の変更連絡票を電子メール等により通知するものとする。

第3 自動車検査証の記録事項の変更等について

1 青色回転灯等を装備しようとする自動車の使用者は、車両法第59条に基づく新規検

査を受ける場合にあっては、警察本部長が交付する証明書の写しを提出し、申請する ものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、既に有効な自動車検査証の交付を受けている自動車で青 色回転灯等を装備しようとする自動車の使用者は、警察本部長が交付する証明書の写 しを提出し、運輸支局等に車両法第67条に基づく自動車検査証の変更記録を受けなけ ればならない。
- 3 前項の自動車検査証に記録すべき事項は、道路運送車両法施行規則第35条の3第1 項第26号の規定により自主防犯活動に使用する自動車である旨とする。

第4 運用開始時期

運用の開始は、平成16年12月1日からとする。

附則 (平成17年12月12日 国自技第195号)

(適用時期)

改正後の運用の開始は、平成17年12月15日からとする。

附則 (平成18年5月17日 国自技第33号)

(適用時期)

改正後の運用の開始は、平成18年7月1日からとする。

なお、平成18年6月30日までに、保安基準第55条の規定による基準の緩和の認定の手続により、青色回転灯の自動車への装備について認められた自動車については、継続して使用することができるものとする。

附則 (平成26年2月3日 国自技第191号、国自整第306号) (適用時期)

改正後の運用の開始は、平成26年2月3日からとする。

附則 (平成28年6月3日 国自技第38号、国自整第57号) (適用時期)

改正後の運用の開始は、平成28年6月3日からとする。

附則 (令和2年12月25日 国自基第129号、国自整第247号) (適用時期)

改正後の運用の開始は、令和2年12月28日からとする。

附則 (令和4年6月22日 国自基第36号、国自整第47号) (適用時期)

改正後の運用の開始は、令和4年6月22日からとする。

附則 (令和4年12月15日 国自基第181号、国自整第189号) (適用時期) 改正後の運用の開始は、令和5年1月1日からとする。

証 明 書

申請者の名称 代表者の氏名 殿

> 警 視 総 監 道府県警察本部長 〇〇方面本部長

印

年 月 日付けで申請があった下記団体については、下記の自動車に青色回転灯等を装着して適正に自主防犯パトロールを実施することができる団体であることを証明します。

記

- 1 団体の名称と所在地
- 2 代表者の住所及び氏名
- 3 団体の区分
- 4 使用自動車 車名及び型式 種別及び用途 塗色 車体の形状 自動車登録番号又は車両番号 車台番号 使用の本拠の位置 所有者 使用者 申請者と車両の使用者との関係
- 5 パトロール実施地域

- 1 この証明書は自主防犯パトロールを停止するなどの取消事由が発生し、返納手続きを終えるまで保管すること。
- 2 証明に係る自動車について自動車検査証の記録内容の変更を行うときには、まず警察に証明書記載事項変更申請を行うとともに、記載内容変更後の証明書を運輸支局等へ提示すること。
- 3 4の自動車が複数ある場合には、継続用紙を使用すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(返納・取消) 連絡票

- ○○運輸支局
- ○○自動車検査登録事務所 担当官 殿

○○警察署 生活安全担当課長

年 月 日付けで下記団体における下記の自動車について、青色回転灯等を装着して自主防犯パトロールを実施することの証明を(返納・取消)したことを連絡します。

記

- 1 団体の名称と所在地
- 2 代表者の住所及び氏名
- 3 団体の区分
- 4 使用自動車 車名及び型式 種別及び用途 塗色 車体の形状 自動車登録番号又は車両番号 車台番号 使用の本拠の位置 所有者 使用者 申請者と車両の使用者との関係

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

記録事項の変更連絡票

- ○○県警本部 生活安全担当課 御中
- ○○運輸支局 ○○自動車検査登録事務所 担当 ○○

年 月 日、自動車検査証の備考欄に自主防犯活動に使用する自動車である旨が記録された下記の自動車について、使用者の変更又は使用の本拠の位置に係る記録事項の変更がされ、備考欄から自主防犯活動に使用する自動車である旨が削除されたことを連絡します。

記

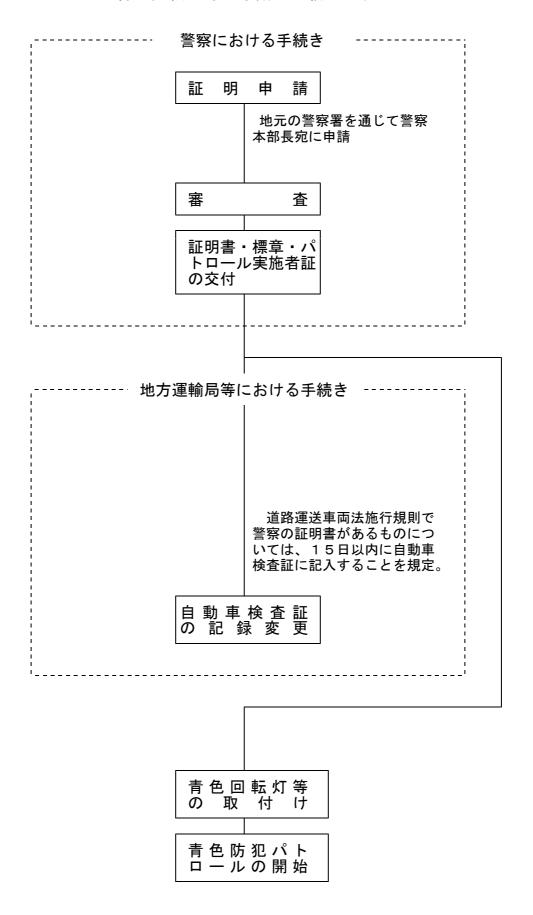
- 1 青色防犯灯を装備した自動車を運用している団体名称 (※申請者が分かれば記載)
- 2 自主防犯活動に使用する自動車である旨が記録された年月日
- 3 自動車登録番号又は車両番号
- 4 車名、型式、車台番号
- 5 旧使用者 新使用者
- 6 旧の「使用の本拠の位置」

新しい「使用の本拠の位置」

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

青色回転灯等の申請の手続きの流れ



	,,		ス トロールを実施するこ
団 体	名 称		
	所在地		
	電話番号	(FAX)
代 表 者	氏 名		年齢
	住 所		
	電話番号	(FAX)
	緊急時の連絡先		
団体の区分	防犯活動の委嘱を受 「多年」の 「多年」の 「多年」の 「多年」の 「の一般を 「の一般を 「の一般を 「の一般を 「の一般を 「の一般を 「の一のでで 「の一のででで 「ののででででで 「ののでででででです。 「ののででででででででです。 「ののででででです。 「ののでででです。 「ののでででする。 「ののでででする。 「ののでででする。 「ののででする。 「ののででする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののです。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののです。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「ののでする。 「のでする。 「のでする。 「のでする。 「のでする。 「のでする。 「のでする。 「のでする。 「のでする。 「のです。 「のでする。 「のでする。 「のでする。 「のでする。 「のでする。 「のです。 「のです。 「のでです。 「のでです。 「のでです。 「のでです。 「のでです。 「のでです。 「のでです。 「のでです。 「のでです。	けた団体 嘱を受した者により にを受してでは18 は一では18 は一では18 は一般財立と でのででででででいる は一ででででいる。 は一ででででいる。 は一でででいる。 は、これではいる。 は、これではいる。 は、これではいる。 は、これではいる。 は、これではいる。 は、これではいる。 は、これではいる。 は、これではいる。 は、これではいる。 は、これではいる。 は、これではいる。 は、これではいる。 は、これではいる。 は、これではいる。 は、これではいる。 は、これではいる。 は、これでは、これではいる。 は、これではいる。 は、これではいる。 は、これではいる。 は、これではいる。 は、これではいる。 は、これでは、これではいる。 は、これではいる。 は、これではいる。 は、これではいる。 は、これではいる。 は、これではいる。 は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	た一般社団法人及び 法律第48号)第2 人 大特定非営利活動促 第1項の法人 号)第260条の2 号)る団体 一ルを適正に行うこ 託を受けた者 については括弧内に

別記様式第1号

青色回転灯等	車名及び型式	
を装備しよう とする自動車	種別及び用途	
	塗色	
	車体の形状	
	自動車登録番号 又は車両番号	
	車台番号	
	使用の本拠の位置	
	所有者	
	使用者	
	申請者と車両の使用 者との関係	

【添付書類】

- ① 団体・青色防犯パトロールの概要(別記様式第2号)
- ② 青色防犯パトロール実施者名簿(別記様式第3号)
- ③ 誓約書(別記様式第4号)
- ④ 青色回転灯等を装備する自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面
- ⑤ 青色回転灯等の取付位置、灯火の概ねの大きさ、形状が分かる程度の図面 又は写真及び取り付ける青色回転灯等の光度等が分かる資料
- ⑥ 団体の名称及び自主防犯パトロール中であることの表示について、大きさ や形状が分かる資料

- 1 青色回転灯等を装備しようとする自動車の欄(塗色及び申請者と車両の使用者 との関係の欄を除く。)は、自動車検査証記録事項が記載された書面等で確認の 上、記載すること。また、未登録、未届出車の場合は自動車登録番号又は車両番 号欄は空欄とすること。
- 2 青色回転灯等を装備しようとする自動車が複数ある場合には、継続用紙を使用すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第1号 継続用紙

青色回転灯等 を装備しよう	車名及び型式	
とする自動車	種別及び用途	
	塗色	
	車体の形状	
	自動車登録番号 又は車両番号	
	車台番号	
	使用の本拠の位置	
	所有者	
	使用者	
	申請者と車両の使用 者との関係	

青色回転灯等 を装備しよう とする自動車	車名及び型式	
	種別及び用途	
	<u>塗</u> 色	
	車体の形状	
	自動車登録番号 又は車両番号	
	車台番号	
	使用の本拠の位置	
	所有者	
	使用者	
	申請者と車両の使用 者との関係	

団体・青色防犯パトロールの概要

	発 足 年 月	年 月
	団体の規約	□あり □なし (「あり」の場合には添付すること)
	会 員 数	総数 人 (分からない場合には概数を記載すること)
	主たる構成員	
団体の	会 員 名 簿	□あり □なし (「あり」の場合には添付すること)
の概要	主な活動内容 (複数可)	□自主防犯パトロール (□徒歩 □自動車 □その他()) □防犯広報 □危険個所点検・地域安全マップ作成 □防犯教室・講習会 □防犯指導・診断 □環境浄化 □子供保護・誘導 □乗り物盗予防 □放置自転車対策 □駐車・駐輪場警戒 □その他()
	活動状況	□毎日 □週に()回 □月に()回 □不定期
	実 施 地 域	
	実施時間帯	
青色防	実施期間 (委託の場合は期間)	(委託期間 年 月 日~ 年 月 日)
犯パ	実 施 方 法	車両 台,従事者 名で実施
ハトロ	パトロール計画書	□あり □なし (「あり」の場合には添付すること)
ロールの概		□あり(年 月~ 年 月) □なし (青色回転灯等を使用しない活動の経験も含めて記載する。)
要	自主防犯パトロ	ール実施地域の見取図(別添も可)
/#:		

- 1 構成員の欄は、○○町町内会の有志、○○小学校に通学する児童の保護者、○○商店街の有志、○○警察署から委嘱を受けた防犯指導員などと記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号 青色防犯パトロール実施者名簿 年 月 日現在 【団体の名称 <u>-</u> 氏名 青色防犯パトロール 番号 青色防犯パトロール 番号 氏名 講習受講年月日 講習受講年月日

- 実施者全員を記載できない場合は、この様式を継続して使用すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

誓 約 書

自動車に青色回転灯等を装備して自主防犯パトロールを行うに際し、下記のとおり誓約します。

記

- 1 青色回転灯等は、自動車の屋根に1個又は1体のみ装備します。
- 2 青色回転灯等を点灯させての運行は、自主防犯パトロールを行う場合又はデモンストレーション等で別に認められた場合に限ります。
- 3 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、車体に、防犯団体の名称と自 主防犯パトロール中であることを明確に表示します。
- 4 青色回転灯等は、その直射光又は反射光が、当該青色回転灯等を備える自動 車及び他の自動車の運転操作を妨げないものとします。
- 5 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、警察本部長が認めたものであることを証する標章を自動車の後方から見えるように掲示します。
- 6 実施者には、警察本部長から交付されるパトロール実施者証を携行させます。
- 7 実施する地域は、証明書に記載の地域又はデモンストレーション等で別に認められた地域に限ります。
- 8 運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
- 9 1~8に違反した場合には、証明を取り消されても異議申し立ては致しません。
- 10 車両を用いて活動中の特異な事故や紛議があった場合には、遅滞なく通報します。
- 11 自主防犯パトロールに使用する自動車の全部又は一部の使用を止める場合,証明の取り消し通知を受けた場合には,標章の返還など必要な手続を行います。

年 月 日

広島県警察本部長 殿

申請者の名称代表者の氏名

- 1 代表者が変更となる場合には、新たな代表者が誓約書を作成すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

証 明 書

申請者の名称 代表者の氏名 殿

広島県警察本部長

印

年 月 日付けで申請があった下記団体については、下記の自動車に青色回転灯等を装着して適正に自主防犯パトロールを実施することができる団体であることを証明します。

記

- 1 団体の名称と所在地
- 2 代表者の住所及び氏名
- 3 団体の区分
- 4 使用自動車 車名及び型式 種別及び用途 塗色 車体の形状 自動車登録番号又は車両番号 車台番号 使用の本拠の位置 所有者 使用者 申請者と車両の使用者との関係
- 5 パトロール実施地域

- 1 この証明書は自主防犯パトロールを停止するなどの取消事由が発生し、返納手続きを終えるまで保管すること。
- 2 証明に係る自動車について自動車検査証の記録内容の変更を行うときには、まず警察に証明書記載事項変更申請を行うとともに、記載内容変更後の証明書を運輸支局等へ提示すること。
- 3 4の自動車が複数ある場合には、継続用紙を使用すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

番号

青色回転灯等装備車 (自主防犯パトロール中)

自動車登録番号又は車両番号				使用団体名	
パトロール実施	地域				
発行日	年	月	日	広島県警察本部長印	

(裏)

注意事項

- 1 この標章は、青色回転灯等を自動車に装備して自主防犯パトロールを行うことが認められた団体が表の自動車登録番号又は車両番号の自動車を使用してパトロール実施地域において青色回転灯等を点灯させて自主防犯パトロールを行う場合に限り有効です。
- 2 この標章は、本件の目的以外には使用できません。
- 3 青色回転灯等を点灯させての自主防犯パトロール中は,この標章を自動車の 後方から見えるように掲示してください。
- 4 現場において警察官等の指示があった場合は、これに従ってください。
- 5 この標章は、証明が取り消されたときや、自動車による自主防犯パトロールを止めたときには、速やかに返納して下さい。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

(表)

		パトロー	ール実施者	証	番号	
<u>氏</u> 名 <u>所</u> 属団体名						
パトロール実施地均	域					
発行日	年	月	日	広島県警察	本部長	印

(裏)

青色防犯パトロール講習受講年月日

年	月	日	講習実施者	年	月	日	講習実施者

注意事項

- 1 この実施者証は、青色防犯パトロール実施中は常に携行してください。
- 2 警察官から本実施者証の提示を求められたときは、これに従ってください。
- 3 講習受講後、3年が経過するまでに再度講習を受講してください。
- 4 青色防犯パトロールに従事しなくなるときは、速やかに返納してください。

備考

用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横8.5センチメートルとする。

再 交 付 申 請 書

年 月 日

広島県警察本部長 殿

申請者の名称 代表者の氏名

次のとおり(証明書・標章・パトロール実施者証)の再交付を受けたく, 申請します。

- 1 団体の名称及び所在地
- 2 代表者の氏名,住所及び連絡先
- 3 再交付申請の理由
- 4 (証明書・標章・パトロール実施者証)の交付年月日及び番号
- 5 使用自動車

車名及び型式

種別及び用途

塗色

車体の形状

自動車登録番号又は車両番号

車台番号

使用の本拠の位置

所有者

使用者

申請者と車両の使用者との関係

6 パトロール実施者

- 1 5は証明書・標章の再交付を受ける場合に、6はパトロール実施者証の再交付を受ける場合に記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

証明書記載事項変更申請書

年 月 日

広島県警察本部長 殿

申請者の名称 代表者の氏名

次のとおり、証明書の記載事項を一部変更したいので、必要書類を添えて申請します。

証明書の交付年月日及び番号		年	月	日	第	号
団位	本の名称及び所在地					
変見	更内容	【旧]		【新】	
団々	本の名称及び所在地					
代表	長者の住所及び氏名					
	車名及び型式					
使	種別及び用途					
	塗色					
用	車体の形状					
自	自動車登録番号 又は車両番号					
	車台番号					
動	使用の本拠の位置					
	所有者					
車	使用者					
	申請者と車両の使用者					
	との関係					
パ	トロール実施地域					

【添付書類】

- ・代表者変更時・・・新たに代表者となる者が作成した誓約書
- ·使用自動車変更時 · · ·
 - ① 青色回転灯等を装備する自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面
 - ② 青色回転灯等の取付位置、灯火の概ねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真及び取り付ける青色回転灯等の光度等が分かる資料
 - ③ 団体の名称及び自主防犯パトロール中であることの表示について、大きさや形状が分かる資料
 - ④ 使用しないこととなる自動車がある場合には、当該自動車の標章
- ・実施地域変更時・・・パトロール実施地域の見取図

備者

- 1 使用自動車の欄が不足する場合は、継続用紙を使用すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9号 継続用紙

	車名及び型式	
	種別及び用途	
	塗色	
	車体の形状	
青色回転灯等を装備しよう	自動車登録番号 又は車両番号	
とする自動車	車台番号	
	使用の本拠の位置	
	所有者	
	使用者	
	申請者と車両の使用 者との関係	

	車名及び型式	
	種別及び用途	
	塗色	
	車体の形状	
青色回転灯等 を装備しよう	自動車登録番号 又は車両番号	
とする自動車	車台番号	
	使用の本拠の位置	
	所有者	
	使用者	
	申請者と車両の使用 者との関係	

パトロール実施者変更申請書

年 月 日

広島県警察本部長 殿

申請者の名称 代表者の氏名

次のとおり、青色回転灯等を装備して行う自主防犯パトロール実施者を変更したいので申請します。

借老

- 1 パトロールを実施しないこととなる者は、「パトロール実施者証」を添えて提出すること。
- 2 パトロール実施者欄が不足する場合は、継続用紙を使用すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第10号 継続用紙

番号	パトロール実施者 【旧】	パトロール実施者 【新】	青色防犯パトロール 講習受講年月日

 第
 号

 年
 月

 日

証明取消通知書

申請者の名称

代表者の氏名 殿

広島県警察本部長

印

下記のとおり証明を取り消しますので,通知します。

記

- 1 証明を取り消す団体の名称及び所在地
- 2 証明書の交付年月日及び証明書番号 年 月 日 第 号
- 3 使用車両 車名及び型式 種別及び用途 塗色 車体の形状 自動車登録番号又は車両番号 車台番号 使用の本拠の位置 所有者 使用者 申請者と車両の使用者との関係
- 4 証明を取り消す理由

注意

運輸支局等に対し、自動車検査証の記録事項の削除申請を行うこと。

- 1 3の自動車が複数ある場合には、継続用紙を使用すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第11号 継続用紙

3 使用車両 車名及び型式 種別及び用途 塗色 車体の形状 自動車登録番号又は車両番号 車台番号 使用の本拠の位置 所有者 使用者 申請者と車両の使用者との関係

3 使用車両 車名及び型式 種別及び用途 塗色 車体の形状 自動車登録番号又は車両番号 車台番号 使用の本拠の位置 所有者 使用者 申請者と車両の使用者との関係

3 使用車両 車名及び型式 種別及び用途 塗色 車体の形状 自動車登録番号又は車両番号 車台番号 使用の本拠の位置 所有者 使用者 申請者と車両の使用者との関係

\ <u> </u>	.11.	
迈	納	届
ルヘ	7NY 1	/HH

年 月 日

広島県警察本部長 殿

申請者の名称 代表者の氏名

次のとおり青色回転灯等を自動車に装備した防犯パトロールを実施しなくなったので、証明書、標章及びパトロール実施者証を添えて届け出ます。

- 1 証明書番号 第 号
- 2 証明年月日 年 月 日
- 3 団体の名称及び所在地
- 4 代表者の氏名及び住所
- 5 返納理由

6 返納する標章

枚

7 返納するパトロール実施者証

枚

- 1 証明を受けた団体が、青色防犯パトロール活動を実施しなくなった場合のみ使用すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

デモンストレーション等運行実施申請書

年 月 日

広島県警察本部長 殿

団体の名称 代表者の氏名

次のとおり、自主防犯活動の活性化に寄与する活動として、青色回転灯等装備車 を運行したいので、申請します。

証明書の交付年月日及び番号	
団体の名称及び所在地	
代表者の氏名、住所及び連絡先	
運 行 の 目 的	
運行する日時	
運行する場所及び当該場所を 管轄する警察署	
運行に使用する自動車登録番号 又は車両番号	
運行する自動車の基準緩和認定 年月日	

- 1 「運行に使用する自動車登録番号又は車両番号」欄が不足する場合は、別紙等で一覧を添付すること。
- 2 「運行する自動車の基準緩和認定年月日」の欄については、平成18年6月末 以前に自動車検査登録証へ「自主防犯活動自動車」の記載を行った車両のみ記 入すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

番号

青色回転灯等装備車 (デモンストレーション運行実施中)

自動車登録番号又は車両番号

使用団体名

運行の目的

実 施 地 域

○ ○ 警察署長

発行日 年 月 日

(裏)

注意事項

- 1 この標章は、青色回転灯等を自動車に装備して自主防犯パトロールを行うことが認められた団体が、表の自動車登録番号又は車両番号の自動車を使用して自主防犯活動の活性化に寄与するもの(デモンストレーション)として警察本部長が運行を認めた場合の活動に限り有効です。
- 2 この標章は、本件の目的以外には使用できません。
- 3 青色回転灯等を点灯させての運行中は、自動車の後方から見えるように掲示してください。
- 4 現場において警察官等の指示があった場合は、これに従ってください。
- 5 この標章は、認められた運行が終了したときには、速やかに返納してください。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。